

# 第32回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成21年12月3日(木曜日)

|               |     |         |     |           |
|---------------|-----|---------|-----|-----------|
| 出席議員<br>(21名) | 1番  | 石 堂 基   | 2番  | 新 田 俊 一   |
|               | 3番  | 片 山 武 憲 | 4番  | 岡 本 義 次   |
|               | 5番  | 笹 田 鈴 香 | 6番  | 金 谷 英 志   |
|               | 7番  | 松 尾 文 雄 | 8番  | 井 上 洋 文   |
|               | 9番  | 敏 森 正 勝 | 10番 | 高 木 照 雄   |
|               | 11番 | 山 本 幹 雄 | 12番 | 大 下 吉 三 郎 |
|               | 13番 | 岡 本 安 夫 | 14番 | 矢 内 作 夫   |
|               | 15番 | 石 黒 永 剛 |     |           |
|               | 17番 | 西 岡 正   | 18番 | 平 岡 き ぬ 糸 |
|               | 19番 | 森 本 和 生 | 20番 | 吉 井 秀 美   |
|               | 21番 | 鍋 島 裕 文 | 22番 | 山 田 弘 治   |
| 欠席議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
| 遅刻議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
| 早退議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |

|                             |             |           |             |           |
|-----------------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議 会 事 務 局 長 | 大 久 保 八 郎 | 書 記         | 尾 崎 基 彦   |
|                             |             |           |             |           |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(27名) | 町 長         | 庵 途 典 章   | 副 町 長       | 高 見 俊 男   |
|                             | 復興担当理事      | 山 田 聖 一   | 教 育 長       | 勝 山 剛     |
|                             | 天文台公園長      | 黒 田 武 彦   | 消 防 長       | 加 藤 隆 久   |
|                             | 会 計 課 長     | 上 谷 正 俊   | 総務課長兼財政課長   | 坪 内 頼 男   |
|                             | まちづくり課長     | 前 澤 敏 美   | 災害復興対策室長    | 長 尾 富 夫   |
|                             | 税 務 課 長     | 保 井 正 文   | 住 民 課 長     | 木 村 佳 都 男 |
|                             | 福 祉 課 長     | 内 山 導 男   | 健 康 課 長     | 新 庄 孝     |
|                             | 農林振興課長      | 小 林 裕 和   | 商工観光課長      | 廣 瀬 秋 好   |
|                             | 地籍調査課長      | 茅 原 武     | 建 設 課 長     | 野 村 正 明   |
|                             | 水 道 課 長     | 野 村 久 雄   | 下 水 道 課 長   | 寺 本 康 二   |
|                             | 生涯学習課長      | 福 本 美 昭   | クリーンセンター所長  | 谷 口 行 雄   |
|                             | 教育委員会総務課長   | 福 井 泉     | 教育委員会教育推進課長 | 岡 本 正     |
|                             | 上 月 支 所 長   | 達 見 一 夫   | 南 光 支 所 長   | 春 名 満     |
|                             | 三日月支所長      | 田 村 章 憲   |             |           |
|                             |             |           |             |           |
| 欠 席 者<br>(名)                |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
| 遅 刻 者<br>(名)                |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
| 早 退 者<br>(名)                |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
|                             |             |           |             |           |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |           |             |           |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名  
日程第 2 . 会期決定の件  
日程第 3 . 行政報告について  
日程第 4 . 議案第 92 号 不動産売買契約の締結について  
日程第 5 . 議案第 93 号 佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について  
日程第 6 . 議案第 94 号 佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の制定について  
日程第 7 . 議案第 95 号 平成 21 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて  
日程第 8 . 議案第 96 号 農作物共済無事戻し金の交付について  
日程第 9 . 議案第 97 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について  
日程第 10 . 議案第 98 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 11 . 議案第 99 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 12 . 議案第 100 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 13 . 議案第 101 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 14 . 議案第 102 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 15 . 議案第 103 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 16 . 議案第 104 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 17 . 議案第 105 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について  
日程第 18 . 議案第 106 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 19 . 議案第 107 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 20 . 議案第 108 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 21 . 議案第 109 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 22 . 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 23 . 同意第 4 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 24 . 請願第 5 号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について  
日程第 25 . 委員会付託について
- 

午前 09 時 30 分 開会

議長（山田弘治君）

皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し

上げます。

本日、ここに第 32 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

さて、今期定例会には、人事に関する案件が 2 件、条例に関する案件が 2 件、平成 21 年度各会計補正予算案が 13 件、契約に関する案件が 1 件、請願が 1 件など、21 案件が付議をされております。

何とぞ、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

そしたら、町長、あいさつをお願いいたします。

町長（庵邊典章君） 皆さん、おはようございます。早朝からご苦労さまです。

師走に入りまして、寒さも増してまいりました。

今日から、開会していただきます本議会にあたりましては、災害関連の補正予算を中心に、雇用促進住宅の購入契約。また、教育委員会委員の人事案件等、提案をさせていただいております。ご審議いただきまして、どうか、ご承認賜り、適切な結論をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

災害につきましては、本査定も終わりまして、いよいよ工事復旧に向けての契約、工事発注の準備をいたしております。災害査定の結果、今年度中に、50 パーセントを超える予算の内示があるものというふうに予定をしております。今年度も、もう残すところ、実質 3 カ月ほどで、事業がとても実施ができるわけではありませので、当然、これは、次年度への繰越を想定しながらですね、工事の早期の復旧に向けて、取り組んで参りますけれども、現在、その事務に、設計に当たりましてはですね、明石市さんや、また、姫路市さん、たつの市さん、それぞれ県内ですね、多くの市町からですね、技術職員の応援もいただいております。それぞれ担当課におきまして、職員が連日、残業しながら頑張っております。そういう状況の中で、1 日も早い復興に向けての、今後、取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

議長（山田弘治君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 32 回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（山田弘治君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。14 番、矢内作夫君。15 番、石黒永剛君。以上の両君をお願いをいたします。

---

#### 日程第 2．会期決定の件

議長（山田弘治君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをします。今期定例会の会期は本日12月3日から12月22日までの20日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、今期定例会の会期は本日12月3日から12月22日までの20日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3．行政報告について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第3に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2件につきまして報告をさせていただきます。

まず1件目は、新型インフルエンザについてでございます。新型インフルエンザは、9月より感染が始まり、10月から11月にかけて感染が拡大をいたしました。

まず、小中学校の状況でございますが、各学校の発生状況や欠席状況など、情報を提供して、各学校医と相談の上、学級閉鎖・学年閉鎖を決定いたしております。特に、11月中旬以降増加し、11月24日には、106名とピークをむかえましたが、徐々に、現在減少し、12月2日現在では、41名で、学級・学年閉鎖をしている学校はありません。

話題となっております小児用タミフルの不足につきましては、医療機関に問い合わせますと、十分確保されているというふうに聞いております。

新型インフルエンザは、本年5月に発生し、厳戒態勢の取り扱いがされていましたが、7月には、多くの感染者が、軽症で回復することや、抗インフルエンザウイルス薬が有効など、発生した患者の取扱いも、大幅に変更をされました。しかし、基礎疾患を有する方や、妊婦の方などは、重症化する可能性が高く、また、ワクチンの確保が難しいことなどで、国が、対象者や実施時期を指定する予防接種が、10月より開始されております。このような中、町では、生活保護世帯と町民税の非課税世帯の方について、助成する要綱を制定し、事業費を、本議会の補正予算にも計上いたしております。また、町民への周知につきましては、無線放送や文字放送、町広報等で行っております。

次に、町選挙管理委員会委員長の選任及び町議会議員選挙についてでございます。

先日、12月2日に開催された、佐用町選挙管理委員会において、佐用町選挙管理委員会の委員長選挙が行われ、引き続き、春名正志氏が委員長に、同職務代理者に、古本謙二氏が選任をされました。

また、同委員会で、平成22年4月30日に、任期満了に伴う町議会選挙につきまして、平成22年4月20日に告示。4月25日執行と定められましたので、ご報告をさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしておりますので、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

---

#### 日程第４．議案第 92 号 不動産売買契約の締結について

議長（山田弘治君）           続いて日程第４、議案第 92 号、不動産売買契約の締結についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 92 号、不動産売買契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

この契約は、地方自治法及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき不動産売買契約の締結についての議会の議決をお願いするものでございます。

独立行政法人雇用・能力開発機構が所有する雇用促進住宅佐用宿舎を佐用町が譲渡を受け、定住促進住宅とし、町営住宅として、管理運営を行います。

現在、雇用促進住宅には、台風 9 号による被災者が、一部仮設住宅として入居中であり、譲渡後も、引き続き仮設住宅として利用していただけるようにと考えておりますが、以後は、若者の定住促進や、高齢者の福祉住宅にも活用を図りたいというふうに思っておりますので、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、不動産売買契約の締結についての提案についてのご説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君）           提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 92 号につきましては、12 月 10 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

---

#### 日程第５．議案第 93 号 佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君）           続いて日程第５、議案第 93 号、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、提案を、上程をいただきました、議案第 93 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例についての提案の説明をいたします。

今回の改正の要旨は、台風 9 号災害の支援及び町内の商工業、住宅建設等の町内全域の経済活性化支援対策として、復興対策に必要な当分の間、受益者分担金を軽減することと、及び、集合処理区域に近接する土地で、公共下水道等に接続する方が適切であっても、告示、認可等の処理区域でない限り、新規の接続により、加入者から分担金、加入金を徴収することは、地方自治法に抵触するおそれがあることが判明したため、今回、処理区域外流入に対する条項を追加し、区域外であっても、集合処理区域での新規の接続を可能にするための条例改正であります。

現在の佐用町の下水道事業分担金徴収条例、佐用町公共下水道条例、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水施設条例は、下水道法の認可区域又は、農集区域等の場合は、告示した区域を賦課徴収できる条例となっております。現状が、宅地以外の農地等は、当然、区域外であり、新規に住宅造成し、新規加入を希望する場合であっても、現条例上に、定めない区域の分担金の徴収をすることになり、条例上、区域外の加入者を排除する結果、又は、下水道法上の知事認可をとって、告示後に、加入させるようにしないと、地方自治法及び条例に抵触するおそれがあるという解釈となります。これらの矛盾点を解決するため、区域外流入の条例を一括条例改正により、地方自治法との整合性を図ることにより、区域外の土地であっても、新規の加入者が、速やかに公共下水道に接続できるようにするための条例改正でございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 93 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、本件につきましてはこれより質疑を行います。委員会付託をお含みの上、質疑のある方は、お願いをいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようでしたら、これで本件に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 93 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議案第 93 号、佐用町下水道事業受益者分担金徴収条例等の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（山田弘治君） 続いて日程第 6、議案第 94 号、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 94 号、佐用町台風第 9 号災害検証委員会条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

8 月 9 日の台風 9 号による災害から、4 カ月近くが経過をいたしました。18 名の方の尊い人命が奪われ、今なお、2 名の方が、行方不明であります。亡くなられた方々のご冥福をお祈りしながら、行方不明の方が、一刻も早く発見されることを願っているところでございます。

今回の災害では、人的被害をはじめ、広域的、広範囲わたる建物の浸水、道路・河川・農地・農業施設等の損壊や農産物・山林などに大きな被害を受けました。今後の災害対策において、被害を最小限に食い止め、住民の方が、安心して暮らせるまちづくり・災害に強いまちづくりを図っていくためには、この度の想像を超える気象状況下における災害対策本部体制・関係機関との連携、住民の方への災害情報の伝達、避難勧告・避難誘導や、ボランティア活動の支援体制など、町が行った災害対策について検証をし、これを教訓にして、これを検証し、この経験を教訓にする必要があります。そのため、防災関係に詳しい学識経験を有した、外部の方に検証をお願いするため、検証委員会条例を制定しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 94 号につきましては、12 月 10 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 7 . 議案第 95 号 平成 21 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（山田弘治君） 続いて日程第 7、議案第 95 号、平成 21 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 95 号、平成 21 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しにつきましては、農作物共済の損害防止事業の取り組みとして、近年、増加傾向にある農作物の獣害被害防止柵等、設置に対し、非補助事業分に対して支援するもので、総額は 180 万円であります。その内訳は、連合会請求分 86 万 1,000 円を除いた 93 万 9,000 円を特別積立金より取り崩すものであります。

佐用町農業共済条例第 131 条第 4 項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。承認賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 95 号につきましては、12 月 10 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

---

#### 日程第 8 . 議案第 96 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 8、議案第 96 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、平成 21 年度農作物共済事業の無事戻し金の交付についてご説明申し上げます。

今回の、農作物共済事業の無事戻し金の交付対象年度は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間が対象となり、この間、共済金の支払いを受けなかった共済加入者に、共済掛金の 2 分の 1 を限度として交付するものであります。その内訳は、水稻においては、交付対象者 919 名、交付総額 84 万 5,155 円、うち町負担分が 63 万 3,867 円、連合会請求分 21 万 1,288 円。麦につきましては、交付対象者 4 名、交付総額 18 万 1,929 円、うち町負担分 13 万 6,447 円、連合会請求分 4 万 5,482 円であり、交付時期は、平成 22 年 1 月 25 日を予定いたしております。

農業災害補償法施行規則、佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 96 号につきましては、12 月 10 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）

ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

- 
- 日程第 9 . 議案第 97 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について  
日程第 10 . 議案第 98 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 11 . 議案第 99 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 12 . 議案第 100 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 13 . 議案第 101 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 14 . 議案第 102 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 15 . 議案第 103 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 16 . 議案第 104 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 17 . 議案第 105 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について  
日程第 18 . 議案第 106 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 19 . 議案第 107 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 20 . 議案第 108 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 21 . 議案第 109 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 9 ないし日程第 21 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）

ご異議ないと認めます。

議案第 97 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 6 号）の提出について。

議案第 98 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 99 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 100 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 101 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 102 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）の提出

について。

議案第 103 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 4 号)の提出について。

議案第 104 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について。

議案第 105 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 3 号)の提出について。

議案第 106 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について。

議案第 107 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について。

議案第 108 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について。

議案第 109 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算案(第 2 号)の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君)            それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 97 号から議案第 109 号につきまして、一括議題とされましたので、順次、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 97 号、佐用町一般会計補正予算(第 6 号)からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 億 2,608 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 186 億 747 万円に改めるものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正において、補正予算の概要説明を申し上げます。

まず歳入からご説明をいたします。

地方交付税は、災害廃棄物処理事業分として、特別交付税 2,942 万 4,000 円を増額をいたしました。

分担金及び負担金では、県単独治山事業分担金を 128 万 5,000 円増額し、急傾斜地崩壊対策事業負担金と土木費負担金を 5 万 3,000 円増額をいたしました。

使用料及び手数料では、災害による水泳教室会費の減収等、町民プール使用料 143 万円を減額をいたしました。

国庫負担金では、障害者福祉サービス負担金 1,394 万円を増額し、国庫補助金では、事業中止のため、子育て応援特別手当交付金 1 億 5,120 万円、携帯電話等エリア整備事業に対する地域活性化・公共投資臨時交付金 360 万円、児童福祉施設災害復旧事業補助金 1,500 万円等それぞれ減額し、電波遮へい対策事業費補助金 4,000 万円を県補助金へ振り替えし計上し、障害者地域生活支援事業補助金 138 万 5,000 円、災害等廃棄物処理事業費補助金 3,678 万円、老人福祉施設災害復旧事業費補助金 1,520 万円を増額をいたしました。

県負担金は、障害者福祉サービス負担金 697 万円、台風第 9 号による感染症予防事業費負担金 435 万 9,000 円を増額をいたしました。県補助金は、総務費県補助金の電波遮へい対策事業費等補助金 3,199 万 8,000 円を国庫補助金より振り替えし計上し、電気通信格差是正事業費補助金 800 万円等を減額をいたしました。また、民生費補助金で、グループホーム等新規開設サポート事業補助金 150 万円、災害弔慰金補助金 187 万 5,000 円、住宅応急修理等の災害救助費交付金 3,424 万 1,000 円、衛生費県補助金で、新型インフルエンザワクチン接種助成事業補助金 1,174 万 3,000 円、地域農業再生対策事業、倒木処理対策事

業、県単独補助治山事業などの農林水産業費県補助金 2,659 万 1,000 円を増額をいたしました。消防費県補助金で、防災情報通信設備整備事業補助金 586 万 3,000 円を増額し、現年発生農林災害復旧事業費補助金などの災害復旧費県補助金 6 億 7,745 万 6,000 円を増額をいたしました。委託金は、県営地籍調査事業委託金 1,535 万円を増額をいたしております。

寄附金では、農林水産施設災害復旧費寄附金 3,566 万 5,000 円と、小中学校や昆虫館、保育園、自然観察村の被災に対する指定寄附金 62 万 6,000 円を増額をいたしました。

繰入金は、介護保険特別会計繰入金 13 万 9,000 円。財源不足として財政調整基金 8,985 万 2,000 円、南光ひまわり館運営基金繰入金 300 万円を増額をいたしました。

諸収入は、消防団等公務災害補償受入金 60 万 7,000 円、公用車災害給付金 95 万円など、総額で 119 万 6,000 円を増額をいたしました。

町債は、合併特例事業債 2,280 万円減額し、一般公共事業債 90 万円、児童福祉施設災害復旧事業債 530 万円、農林水産施設現年発生補助災害復旧事業債 2,220 万円、同じく小災害復旧事業債 2,040 万円、社会教育施設災害復旧事業債 3,300 万円など災害復旧債 7,310 万円を増額をいたしました。

次に、歳出について主なものをご説明をいたします。

各款の人件費関係は、給与条例改正による基本給、期末勤勉手当の各種手当の改正による減額と人事異動による増減などを調整いたしております。

以下、人件費につきましては、同様の内容でございますので、説明を省略をさせていただきます。

議会費では、議会テレビ中継システムの設備工事費 35 万円を増額いたしております。

総務費関係では、一般管理費の慰霊祭慰霊塔制作委託料 38 万 5,000 円、慰霊祭祭壇使用料 61 万 5,000 円、災害犠牲者慰霊事業費助成金 75 万円を増額をいたしております。地域活性化・経済危機対策事業費では、事業を中止した子育て応援特別手当支給及び笹ヶ丘公園グラウンドゴルフ場整備などにかかる経費 8,877 万円を減額。子ども用図書の購入、子どもすくすく応援券の交付などの事業については、増額補正を行い、トータルで 5,051 万 9,000 円の減額となります。財産管理費では、水没車両の修繕費 200 万円、災害復旧のための自治会集会施設整備事業及びコミュニティ広場設置事業補助金など自治振興費 3,500 万円を増額し、防犯対策費で臨時職員賃金 157 万 8,000 円、放送施設管理運営費で事務機器保守管理委託料 254 万円を減額し、放送設備の遠隔装置、個別受信機など備品購入費 153 万 3,000 円を増額いたしております。

徴税费及び戸籍住民登録費、統計調査費は、主に人件費関係を調整したものでございます。

民生費の社会福祉費は、社会福祉施設のグループホーム新規開設サポート事業補助金、施設入所等障害福祉サービス費、障害者地域生活支援事業など、障害者福祉費 3,474 万 1,000 円を増額し、消防設備の保守管理委託契約の委託料を調整いたしております。

民生費の児童福祉費及び国民年金事務取扱費は、主に人件費の減額補正でございます。

民生費の災害救助費では、住宅応急修理の工事請負金 2,705 万円、町災害ボランティアセンター業務費用分担金 149 万 4,000 円、飲料水供給経費負担金 719 万 2,000 円、災害弔慰金 250 万円をそれぞれ増額いたしております。

衛生費の保健衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金 819 万 2,000 円を減額し、予防費で新型インフルエンザワクチン接種助成費 1,565 万 8,000 円を増額、環境衛生費で生活排水処理事業特別会計繰出金 160 万 6,000 円を減額、清掃費の塵芥処理費で、資源化棟業務委託料 244 万円を減額、災害廃棄物収集作業委託料 3,436 万円、災害廃棄物中間処理委託料 3,920 万円を増額いたしております。

農林水産業費は、農業費の農林振興費でビニールハウス事業補助金 180 万円、営農用機械整備のための地域農業再生対策事業補助金 1,200 万円を増額し、集落営農用機械整備補助金 400 万円を減額、農地費で、ふるさと水と土整備事業計画作成のための測量調査設計委託料 600 万円、地籍調査事業費で測量調査設計委託料 1,689 万 4,000 円、農産物加工センター運営費で南光ひまわり館運営助成金 300 万円を増額、林業費の林業振興費で倒木等処理対策事業委託料 147 万円、治山事業費で災害復旧工事費など 2,998 万円を増額いたしております。

商工費では、事業計画中止のため集落表示・観光看板等調査業務委託料 68 万 5,000 円、西はりま天文台公園特別会計繰出金 158 万 4,000 円を、それぞれ減額し、笹ヶ丘公園修繕工事請負費 100 万円を増額いたしております。

土木費では、土木管理費の土木総務費で急傾斜地崩壊対策事業負担金 100 万円を増額し、下水道費の公共下水道費で特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を 2,265 万 4,000 円減額いたしております。

消防費では、非常備消防費で、公務災害補償費 55 万 4,000 円、消防団員出動費用弁償 213 万円、消防施設整備費補助金 735 万円、災害対策費で、735 万円、

〔「73 万」と呼ぶ者あり〕

〔町長「間違い、これ。73 万 5,000 円」と呼ぶ〕

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

町長(庵邊典章君) 失礼しました。大きな間違いです。

消防施設整備費補助金で、73 万 5,000 円、災害対策費で、台風第 9 号災害検証報告書策定業務委託料 100 万円、工事請負費 586 万 3,000 円を増額いたしております。

教育費は、教育総務費の事務局費で災害児童・生徒への図書券購入費 19 万 3,000 円を増額し、国際理解教育推進事業費で外国青年賃金 150 万円減額し、中学校費の通学対策費で江川地域のスクールバスの運転委託料 173 万 3,000 円を増額し、社会教育費の社会教育総務費で、子育てインストラクターの報酬を賃金に切り替え、文化財保護費で平福の歴史的環境保存施設整備補助金 1,358 万 6,000 円増額いたしております。他、主に人件費を調整したものでございます。

災害復旧費では、厚生労働施設災害復旧費の民生施設災害復旧費で久崎保育園、久崎老人福祉センター及び地域活動支援センターあさざり作業所、3 施設の復旧事業費 3,135 万 8,000 円を追加計上いたしております。

農林水産施設災害復旧費では、現年災害復旧費で、測量調査委託料 1 億 5,590 万円、農地等工事請負費 6 億 6,000 万円、立木等物件移転等補償金 345 万 4,000 円、公共土木施設災害復旧費の現年災害復旧費で、生活道復旧事業補助金 637 万 5,000 円を追加。

教育施設災害復旧費の社会教育施設災害復旧費では、上月文化会館及び久崎地区センター、2 施設の復旧事業費 4,000 万円を追加計上いたしております。

その他公共施設・公用施設災害復旧費では、庁舎等災害復旧費の光ケーブル幹線復旧のための工事請負金 200 万円、消防防災施設災害復旧費で、消火栓格納箱設置委託料 62 万 3,000 円、集落内放送の備品費 297 万 2,000 円、公営企業災害復旧費で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 105 万 3,000 円増額し、生活排水処理事業特別会計繰出金 3,362 万 5,000 円を減額いたしております。

次に、4 ページ、第 2 表、地方債補正でございますが、当初予算から第 5 号補正予算に

において、それぞれ可決をいただきました、急傾斜地崩壊対策、通学対策にかかる起債及び民生施設災害・農林水産施設災害・社会教育施設災害の復旧事業にかかる起債の限度額を補正後の表のとおり変更しようとするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 98 号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由のご説明をさせていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,718 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 22 億 1,200 万 4,000 円とするものでございます。

歳入より、ご説明をいたします。

国庫支出金は、3,453 万 4,000 円を増額で、主なものは、療養給付費等負担金で、2,446 万円の増額、また、財政調整交付金で 1,007 万 4,000 円を増額としております。療養給付費等交付金で、1,872 万 8,000 円、前期高齢者交付金で 4,607 万 3,000 円、県支出金で県財政調整交付金 791 万 4,000 円を、それぞれ増額いたしております。繰入金は、993 万 5,000 円を増額で、一般会計繰入金の人件費関係等における増額分で 558 万円と、準備基金繰入金で 435 万 5,000 円を取り崩して繰入をいたしております。

次に、歳出についてでございます。

総務費の総務管理費では、職員にかかる人件費関係についてですので、省略をさせていただきます。保険給付費では、1 億 3,039 万円の増額で、主なものは、療養諸費で、一般及び退職被保険者の療養給付費等の増額により、1 億 989 万円、高額療養費で、一般被保険者分が 2,050 万円の増額となります。後期高齢者支援金等で 1,106 万 7,000 円及び介護納付金で、231 万 4,000 円を、それぞれ減額いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 99 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての提案の説明をさせていただきます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 149 万円を減額し、総額を 2 億 6,305 万 5,000 円とするものであります。

まず、歳入よりご説明をいたします。

今補正予算の歳入は、全額の 149 万円を一般会計よりの繰入金から減額することといたしております。

続いて、歳出であります。歳出の全額は、人件費にかかわるもので、担当職員の配置換え等による変更で、差し引き 149 万円を減額するものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 100 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,368 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 18 億 5,357 万 5,000 円に改めるものでございます。主な要因といたしまして、在宅介護サービス給付費と居宅介護サービス計画給付費を増額し、地域密着型介護サービス給付費を減額いたしております。また、高額医療合算介護サービス費を増額いたしております。

それでは、まず歳入についてのご説明をいたします。

国庫支出金は、介護給付費負担金 1,404 万 5,000 円、調整交付金 456 万 3,000 円を増額いたしております。支払基金交付金は、介護給付費交付金 1,589 万 8,000 円を増額いたしております。県支出金は、介護給付費負担金 317 万 8,000 円を増額いたしております。繰入金は、介護給付費繰入金 662 万 4,000 円、介護給付費準備基金繰入金 868 万 5,000 円を増額し、その他一般会計繰入金 931 万円を減額いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費は、職員の人件費 931 万円を減額いたしております。保険給付費は、在宅介護サービス給付費 5,037 万 7,000 円、居宅介護サービス計画給付費 1,561 万 6,000 円、介護予防サービス給付費 793 万 9,000 円、介護予防サービス計画給付費 28 万 2,000 円、特定入所者介護サービス費 628 万 7,000 円、高額医療合算介護サービス費 260 万円、高額医療合算介護予防サービス費 4 万円を増額し、地域密着型介護サービス給付費で 3,014 万 8,000 円を減額いたしております。

次に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 62 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 941 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入についてであります。サービス収入は、居宅介護サービス計画費収入 34 万 7,000 円。居宅支援サービス費収入 28 万 1,000 円を増額いたしております。

次に、歳出であります。サービス事業費は、居宅支援サービス費 48 万 8,000 円、諸支出金で、他会計繰出金 13 万 9,000 円を、それぞれ増額いたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 101 号、平成 21 年度朝霧園特別会計の補正予算（第 2 号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 167 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 2,450 万 8,000 円とするものでございます。

まず、歳入よりご説明をいたします。

今補正予算の歳入は、一般会計からの繰入金 53 万 5,000 円を減額、合わせて、諸収入において 114 万 3,000 円を減額するものでございます。

続いて、歳出であります。歳出の内、人件費にかかわるものが大半で、その他、施設の空調設備の修繕が必要となりましたので、需用費 20 万円を増額し、災害時に特別に受け入れをいたしておりました、緊急短期入所者の自宅復帰などにより、食事賄材料費において 20 万円を減額いたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 102 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての提案理由のご説明を申し上げます。この度の補正は、給与改定に伴う職員給与及び手当の不用額を調整し、台風 9 号による水道施設復旧に伴う所要額を追加するものでございます。

第 1 条において、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ 2,266 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 9,993 万 3,000 円といたしました。

それでは、第 1 表、歳入歳出予算補正について、歳入からご説明をいたします。

一般会計繰入金を 125 万 2,000 円減額し、繰越金を 391 万 7,000 円、町債を 2,000 万円増額いたしました。

歳出では、簡易水道事業費の管理費を 463 万 5,000 円減額し、長林キャンプ場の給水工事に伴う工事請負金を 2,130 万円、地域活性化・経済危機対策事業 600 万円を増額いたしました。簡易水道災害復旧費では、実施に伴う測量調査委託料及び燃料費を増額し、工事請負費 680 万円を減額いたしました。

次に、第 2 表、地方債補正であります。長林キャンプ場の給水工事にかかる財源として、起債の限度額の増額を計上いたしております。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 103 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出 1,864 万 7,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 13 億 3,856 万 2,000 円と定めております。今回の補正は、人事異動に伴う人件費と給与改定に伴う人件費の減額補正が主な内容でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

一般会計繰入金 2,160 万 1,000 円、町債 10 万円を減額し、前年度繰越金 305 万 4,000 円を増額いたしております。

次に歳出であります。公共下水道事業費では、1,970 万円を減額いたしておりますが、人事異動、給与改定に伴うものであります。災害復旧費の 105 万 3,000 円の増額は、災害復旧補助の対象経費とするための人件費の振り分けによるものでございます。町債の 10 万円の減額は、資本平準化債の見込み減であります。

第2条で、地方債の借入限度額を 10 万円減額補正をいたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 104 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,402 万 6,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を、5 億 9,194 万 7,000 円と定めております。今回の補正は、人事異動と給与改定及び浄化槽の災害復旧工事の見込み減の補正でございます。

まず、歳入から説明をいたします。

一般会計繰入金 3,523 万 1,000 円を減額し、前年度繰越金 120 万 5,000 円を増額いたしております。

次に、歳出であります。生活排水処理事業費の 40 万 1,000 円の減額は、人件費の減で、災害復旧費 3,362 万 5,000 円の減額は、給与改定による人件費の減と、浄化槽施設災害復旧費で、災害復旧の基数、見込み減で、工事請負費を 4,200 万円。小修繕料を 1,000 万円増加いたしております。

以上、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 105 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第3号）につきましてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の減、イベントの中止等による歳入の減額補正により、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 552 万 8,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 1 億 9,932 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料で、グループロッジ使用料 40 万 5,000 円、県支出金で、天文台公園管理委託金 416 万円、一般会計からの繰入金 158 万 4,000 円を、それぞれ減額いたしております。

次に、歳出の説明をいたします。

社会教育費の社会教育総務費では、職員の異動による人件費 608 万 5,000 円を減額、グループ用ロッジ運営費では、工事請負費等で 31 万 6,000 円を減額、天文台公園運営費では、イベントの中止及び修繕費の増等で、56 万 2,000 円を増額、諸支出金では、西はりま天文台公園整備基金積立金として 31 万 1,000 円を増額いたしております。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案とさせていただきます。

次に、議案第 106 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第1号）につきましての提案の説明を申し上げます。この補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ 144 万 3,000 円を減額し、予算総額を 1 億 1,425 万 9,000 円といたしております。

まず、歳入につきまして、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料 144 万 3,000 円を減額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費で、144 万 3,000 円の減額で、その主なものは、職員手当等 24 万 9,000 円、賃金 90 万 8,000 円、需用費 170 万 9,000 円を、それぞれ減額し、委託料 97 万 7,000 円、使用料及び賃借料 48 万 8,000 円を増額いたしております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 107 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 16 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,807 万 5,000 円に改めるものでございます。職員の給与改定にかかるもので、歳入につきましては、診療収入 16 万 4,000 円を減額し、歳出につきましては、総務費で職員の人件費 16 万 4,000 円を減額いたしております。

以上で、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 108 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出総額に、収入・支出それぞれ 2,837 万 4,000 円を増額し、収入支出総額を 1 億 4,365 万 9,000 円にするものであります。主な理由は、8 月 9 日、台風 9 号による豪雨災害による共済金支払に伴うものと、4 月 1 日からの機構改革によるもので、農作物共済勘定において、収入では、共済掛金、交付金で 4 万 6,000 円。水稻保険金で 3,991 万 8,000 円増額いたしております。農作物法定積立金戻入は、水稻共済の支払財源に充当するため、積立金より 512 万 7,000 円取り崩しをするものであります。

支出では、水稻共済の支払に 4,509 万 1,000 円増額いたしております。園芸施設共済勘定につきましても、台風 9 号による収入・支出を 20 万円増額をいたしました。業務勘定においては、機構改革等により人件費 1,691 万 7,000 円の減額となっております。

以上で、農業共済事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 109 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算（第 2 号）についての提案の説明を申し上げます。

この度の補正は、給与改定に伴う職員給与及び手当の不用額を調整し、台風 9 号の災害による復旧に伴う所要額を追加するものでございます。

第 2 条の収益的収入及び支出において、支出の第 1 款、水道事業費の第 1 項、営業費用費を職員給与改定及び配水池水位計更新工事の不用額 818 万 4,000 円減額し、第 3 条の資本的収入及び支出において、第 1 款の資本的収入の内、企業債、国庫補助金、災害保険金を 1,855 万 6,000 円追加し、1 億 7,909 万 9,000 円に、支出の第 1 款、資本的支出を 3,650 万 8,000 円追加し、2 億 6,499 万 7,000 円に増額するものであります。

第 4 条では、起債借入限度額を 1,080 万円増額し、8,260 万円といたしております。

以上で、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第 97 号から議案第 105 号までの

〔「9 号」と呼ぶ者あり〕

町長（庵道典章君） 補正予算につきましての説明とさせていただきますが、ご審議いただきまして、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、終わらせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 97 号ないし議案第 109 号につきましては、12 月 10 日の本会議に質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

ここで、暫く休憩をいたします。再開を 45 分といたしますので、15 分間休憩といたします。

午前 10 時 30 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（山田弘治君） そしたら、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

〔町長「議長、すいませんけど、ちょっと訂正させてください」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） はい、そしたら、議長。ああ元へ、町長。

町長（庵逄典章君） ここで。

議長（山田弘治君） そこで、自席で、はい。

町長（庵逄典章君） すいません。先ほど、提案、補正予算の説明をさせていただきましたけれども、数字を、間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

予算書の 8 ページなんですけれども、一般会計の予算で国庫負担金の中で、子育て応援特別手当の交付金 1 億 5,120 万円というふうに申し上げましたけれども、これは、1,512 万円の間違いであります。訂正をさせていただきます。

それから、生活排水処理事業特別会計の中で、私は、災害復旧の基数、見込み減で、工事請負費を 4,200 万円、小修繕料を 1,000 万円増加と言っております。いうふうに説明を申し上げましたけれども、この見込み減で、工事請負費を 4,200 万円減、それから、小修繕料を 1,000 万円増ということになります。失礼しました。訂正をさせていただきます。

議長（山田弘治君） ただ今、町長の方から数字の訂正がございました。その点、よろしくお願いしたいと思います。

---

日程第 22 . 同意第 3 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 23 . 同意第 4 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 22 及び日程第 23 についてを一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めます。

同意第3号及び第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで教育長、勝山 剛君の退席をお願いします。

〔勝山君 退場〕

議長（山田弘治君）           提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           それでは、ただ今、上程をいただきました、同意第3号及び第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

任期途中で辞任をされました、前教育長、衣笠 孝氏の後任として、平成18年6月から佐用町教育長としてご尽力をいただいております勝山 剛氏を引き続き、佐用町教育委員会委員に、任命いたしたく、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、同意第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

佐用町教育委員会委員、前田俊樹氏の任期満了に伴い、教育経験豊かな横生 均氏を佐用町教育委員会委員に、任命いたしたく、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（山田弘治君）           提案に対する当局の説明が終わりました。

同意第3号及び同意第4号につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。同意第3号及び同意第4号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

まず同意第3号、佐用町教育委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君）           挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

ここで教育長、勝山君の入室をお願いいたします。

〔勝山君 入場〕

議長（山田弘治君） 勝山教育長に報告をします。ただ今、教育委員の任命につき同意をされましたので報告をします。今後ともよろしく願いをいたします。

〔教育長「どうぞ、よろしくお願いいたします」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 続いて同意第4号、佐用町教育委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

---

#### 日程第24．請願第5号 佐用町議会議員定数の削減を求める請願について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第24、請願第5号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願についてを議題といたします。

ここで、請願に対する紹介議員の説明を求めます。4番、岡本義次君。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本義次君） それでは、説明とさせていただきます。

平成21年の11月24日、佐用町柳田1142番、長田政俊様より、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について、山田議長、敏森特別委員長にあがって参りました。

佐用町議会の定数を、前から言われておりますように、2名削減し、条例定数を16名に改め、平成22年4月の町議会議員選挙から施行することを請願しますということで、あがってきております。

3月議会において、佐用町民から、議員定数20名から16名に削減する請願が、4,725人の署名をもって提出されました。しかしながら、行財政改革を良しとしない議員等の反対により、お茶を濁すかのごとく18名で2名の減しかできませんでした。

いつの時代においても行財政改革を進めて行かないと、佐用町の、人口も少ない、企業も少ない、若者も少ない、税収も少ない、こんな佐用町が、8月9日に未曾有の大水害に見舞われ、甚大な被害を受けました。今後、この災害の莫大な復興資金が必要とし、苦しい町運営となることは、必至であります。

前回の町民から出された4,725人の重みを、よくよく考慮され、町民の思いの16名にされるように、再度、議員定数の削減を町民に呼びかけ、次回、来年の4月選挙より、4月選挙から16名とされるように、署名をもって、佐用町議会に請願したいと思っております。ということで、長田さんから、あがってきております。このことにつきまして、私も、前回も16名という中で、賛成させていただきましてですね、やはり、そういうことは、前にですね、この議員の定数のあり方というんは、皆さんもご存知のように、人口、面積、

財政、予算額、他市町村との比較、そして時代の流れ、国、県、交付金の補助金。国、県の借金度合いと、そういう、いろいろなことを鑑みですね、やはり、余所の、今の時代に、流れに沿っていかないと、佐用の議員として、私は、やはり、そういう、いわゆる議員の資質も高め、そういうふうにはやっていかないと駄目だと思っております。

ですから、紹介議員として、ここに賛成し、賛成議員の方も、長田さんが日が間に合わなくて、一部の人が賛成議員として、いただけておりませんが、私達は、そのように、やはり 16 名に、町民の、やはり願いであることを、一番に、聞いていかないと駄目だと思っております。

以上です。

議長（山田弘治君） 請願第 5 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

ここでお諮りをいたします。請願第 5 号については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって請願第 5 号については、委員会の付託を省略することと決定いたしました。

なお、本請願につきましては、本日即決といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

これから質疑を行います。質疑のある方。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようでしたら、これで本請願に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対の、もとえ、原案に反対の討論のある方は、ありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。請願第 5 号に反対の討論をいたします。多様な、民意反映のため、議会議員の役割は、益々重要です。

まず、議会の役割について、それぞれの地域の住民の意思を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判、監視機能を持つものであり、大変、重要な役割を担っています。

議会は、憲法第 93 条第 1 項により、各自治体に設置される議事機関です。議事機関とは、多人数の合議によって、団体の意思を決定する機関、議決機関であり、執行機関に対応する意味で用いられるものです。同時に議会は、憲法第 93 条第 2 項の規定により、住民の直接選挙によるものであり、住民代表機関としての性格を持っています。よって議会の意思は、住民の意思とみなされるのであり、それだけに、議会には、住民の意思を反映

させ、統合、調整する機能が求められています。議会に求められているのは、議会が多種多様な住民意思を反映する複数の議員からなる合議体であることから、討論を通じて、多様な住民の意思を反映し、それを統合調整して、自治体の意思を形成することにあります。あわせて、それによって、執行部を監視することにもなります。

また、個々の議員を通じて、執行部に対し、住民の意思を伝え、同時に、執行機関を批判・監視していくことも、大きな役割です。

議員定数を削減することは、民主主義を揺るがす大問題です。このような重要な役割を持つ議会の議員定数を削減することは、憲法と地方自治法によって保障された民主主義を揺るがす問題であるとともに、この制度によって期待された、多種多様な住民の意思を反映し、統合調整して、自治体の意思を形成するという点で、欠陥を生じさせることとなります。今日、間接民主主義制度である議会にあって、直接民主主義による全ての民意を反映させることが理想であるとすれば、議員数が多ければ多いほど、多様な民意を反映でき、少なければ少ないほど多様な住民の意見や、少数意見の排除につながることは明白です。

定数が少なくなれば、当選ラインが上がり、多様な立場の議員が出にくくなります。経費節減の対象かという点では、執行機関が、行政改革をしているから、議会もするべきだとの声がありますが、議会というのは、本来の行政改革の対象とは、別のもので、経費削減を優先させるために、少数意見を締め出し、議会の機能を低下させることは、本末転倒です。

地方分権の時代に問われる議会のあり方は、分権社会において、地域の行政は、地域の中で監督されることが、基本であり、その意味からも、地域住民を代表する地方議会の責任と役割が重大になっています。多様化した住民のニーズに対応できるだけの議員の人数は必要であり、削減ではなく、議会議員の質的向上とともに、住民のために働くことが求められているのではないのでしょうか。

これらの理由から、本請願に反対をします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） ただ今の請願に対して、賛成討論をいたします。

これは、確か、第 29 回の臨時議会で不採択となった請願からのあれだと思います。その時のですね、結果がですね、今、出たということは、かなりの住民の方が、その結果に対して不満を持っておられる方が、かなりいるということです。

先ほどですね、多様な民意の反映のために、云々とおっしゃりましたが、これも 1 つの民意ではないかということです。一人一人聞いて回れば、回ったわけではないんですけども、自分の都合のいい時にだけ、少数意見尊重とか、民意の反映というのは、おかしいと思います。多様な民意というのは、果たして、どうだったんだろうかということも確かめつつ、ここで、本来決めていくのが、議会の姿ではないかと思います。

前回の請願にも賛成しましたが、これも 1 つの民意だということで、賛成すべきだと思います。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 私は、請願に反対の立場で討論を行います。

最大、反対の最大の理由は、議員の役割は、町民と町政をつなぐパイプ役だからです。このパイプを議員定数削減で細くし、町民の声が届きにくくすることになるという理由です。

今、町民の暮らしは、格差と貧困の問題が深刻になって、厳しくなっています。そして、行政に対する多様な意見が混在しています。今でも、合併後、町政が遠くなっている中、町政を、なお一層遠い存在に削減はしてしまいます。

私は、佐用町の本来の議員定数は、地方自治法上 26 にするべきだと考えているものです。7 月の臨時議会で 18 になりました。これ以上の議員定数削減は、民意を削減、参政権を削ることになります。議会制民主主義の拡充に相反するものであり、反対いたします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成の方ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、西岡議員。

17 番（西岡 正君） 本案に賛成の立場から討論させていただきます。

わが町は、17 年の 10 月に合併をいたしました。その合併については、非常に財政が厳しくですね、今の現状では、住民のサービスが低下してしめて、それに応じることができないという形の中から、合併し、できるだけ経費の削減をもって、住民サービスを少しでも守っていこうというのが合併であったと思います。

そして、その後、約 4 年が経つわけでありましてけれども、町当局あるいは住民の理解の中において、財政は、県の中においても、大変いい状況に置かれておったわけでありまして。しかし、その状況の中で、財政がいいのだから、議員定数は、別に多くてもいいんじゃないかというような意見も出たわけでありましてけれども、この財政を安定させる上においては、住民から、住民に対して、いわゆる苦しい状況の中から、健全な財政をしていくために、できるだけ経費削減を協力してくださいという形の中で協力をさせていただいた、その結果が安定した財政ができた、私は、そのように思っています。そういう状況の中で、更にですね、安定させていく上においては、やはり、住民の協力を得ていく上においても、やはり、一番その内容をよく理解をしている議員が、率先してやるべきではないかというのが、本来、議員定数削減ではなかったか。

しかしながら、その議員定数が削減されることが、例えば、佐用町で 12 とか 14 とか言われるのであれば、それは、私は、いっぺんに減らすことはどうかと思っておりますけれども、今、兵庫県 11 町ある中で、議員定数の一番多い町が播磨町ですね。人口 3 万 5,000、18 人。その他、太子町の 3 万。そして、猪名川町も稲美町もですけれども、16。そういう状況からして、住民の皆さん方が、議員定数削減せよというのは、私は、当然のことだと思っておりましたので、私は、そういう状況の中でやるべきだと。しかしながら、その、繰り返しますけれども、議員を 4 名、6 名減らしたから、財政が、特に潤うわけではなかったと思います。しかしながら、将来に向かって、健全な財政を運営していくためには、議会が、その手本を示さなければならないという、一番、その姿勢にあったんではないかと

思います。

先ほどの、反対討論の中に、住民の意見を尊重するために、聞くために、そして、行政に反映させるために、議員の定数は多い方がいいんだと、こういうような反対討論がございましたけれども、前回、4,725 名、今回、何名か、60 名だと思えるんですけども、約 5,000 名。人口の 4 分の 1 の人たちが、議員定数を削減しなさい。これは、民意を反映させると言いながら、それは、民意ではないんですか。民意を反映させるということは、住民のことを聞くということで、住民の言うことを反対するというのが、民意だと、私、思っています。

そして、今回もですね、8 月の 9 日の日に、佐用町の誰かが経験したことの無い水害が起きました。そういう状況の中から、安定した財政であったけれども、これから、財政調整基金も、今までも、予算の中で審議されてきたと思う。取り崩しています。かなり厳しい状況になってきた。なおよりも増して、住民に歳出抑制のために努力をいただかなければならない状況の中にある中で、われわれ議員が、やはり、これも含めて、決して 16 が少ない数字ではありません。2 人で、500 万ずつでも 1,000 万削減できます。今回は、他町他府県から、500 円、1,000 円という義援金をいただいて、住民の皆さん方に、配分しておるわけですから、私は、本当に議会が、住民のために思うなら、ここで思い切って 16 にして、例え 1,000 万円の金でも浮かしてですね、住民のサービスをしなければならない。そして、復興をやらなければならないと、そのように思っております。そういう立場でありますので、そういう立場から賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本請願の反対討論をいたします。

本請願は、7 月臨時議会で否決された議員定数を 16 へ削減するものであります。この 7 月臨時議会というのが、それまでの請願、先ほどの民意の問題でありますけれども、民意であるがゆえに、いろんな角度から議会独自に検討し、どの方向が、町民のために真に幸せになるのかと。また、議会本来の役割を果たせるのかと。この点を、徹底的に議論した。これが、民意を受けた議会の態度でありました。その結果、16 への削減は、これは、今、先ほど、述べられたように、2 つの点で、議会本来の機能を果たせない。そういう結論に達したわけであります。

とりわけ、住民の声の問題では、未曾有の災害に陥った本町において、被災者の声が、十分反映される体制は、何よりも、今、強化しなければならない点であります。そういう中で、議員定数を削減し、民意が反映されないというのは、逆行すると言わざるを得ません。

また、議会の、もう 1 つの重要な仕事である、町長を監視する点では、どうでしょうか。この間、住民無視で進められた産廃業者の進出問題や、上月ゴルフの滞納延滞金 8,000 万円の一方的な免除、また金融派生商品である仕組み債を基金で購入し、評価損を出した問題を議会に追及されて、初めて明らかにする謎など、その他多くの問題は、議会の監視機能が、これ以上、低下すれば、町民にとって、暗黒の町政となる危険性が大有ります。

この点を指摘し、この請願の反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方ありますか。  
はい、ないようでしたら、これで、本請願についての討論を終結をいたします。  
これより、請願第 5 号を採決します。この採決は、起立によって行います。  
請願第 5 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願について、採択することに賛成の方、起立を願います。

〔賛成者 起立〕

議長（山田弘治君） 採決の結果、賛成、反対が同数であります。10 対 10 であります。  
従って、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本請願に対し採決をします。  
請願第 5 号、佐用町議会議員定数の削減を求める請願については、議長は、不採択と採決します。不採択と、不採択と採決します。

---

#### 日程第 25 . 委員会付託について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 25 に入ります。  
日程第 25 は、委員会付託についてであります。  
暫時休憩をいたします。

午前 11 時 12 分 休憩

-----  
午前 11 時 14 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き会議を続行をいたします。  
お諮りをいたします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（山田弘治君） 以上をもちまして本日の日程は終了をいたしました。  
なお、次の本会議は、12 月 7 日月曜日、午前 9 時 30 分から開会とし、一般質問を行いますので、ご承知いただくようお知らせをいたします。  
本日はこれにて、散会をいたします。ご苦労様でした。

午前 11 時 15 分 散会

---